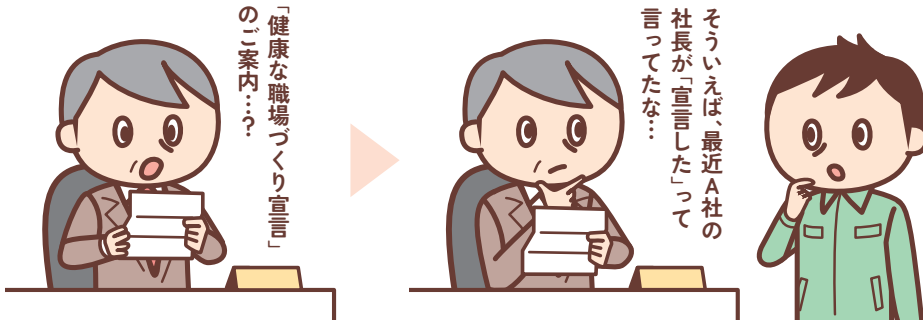


協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。



『健康経営[®]』とは、従業員が心身ともに健康で生き生きと働くことを経営課題として捉え、企業が積極的に従業員の健康維持や増進に取り組むことです。「健康経営」をはじめするには、まずはじめに加入先の健康保険（協会けんぽ千葉支部）にて「健康な職場づくり宣言」を行う必要があります。

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康な職場づくり宣言」を行って、『**健康経営**』に取り組んでいきましょう!

協会けんぽ千葉支部加入の事業所様へ

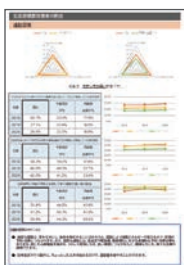
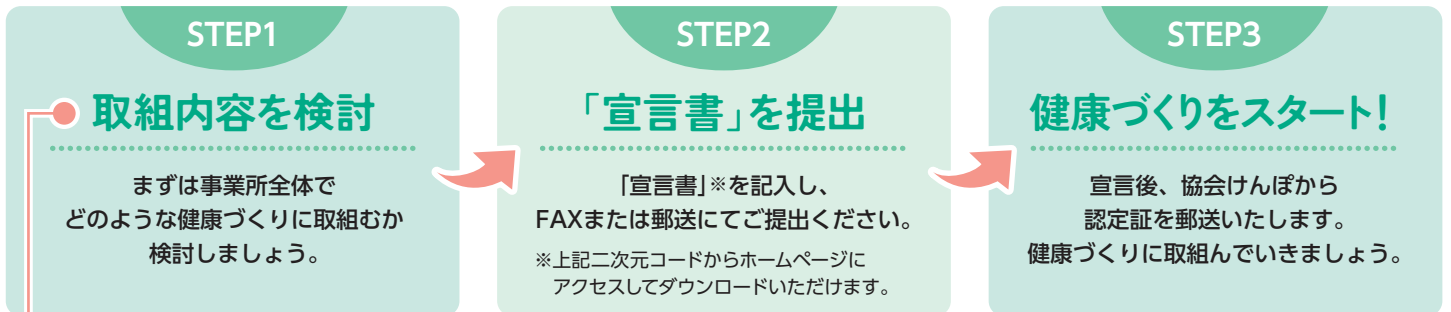
「健康な職場づくり宣言」をはじめませんか?



「健康な職場づくり宣言」をはじめたいです!でも何をすれば?

はじめには健康宣言を行っていただく必要があります。
宣言はカンタン**3ステップ**で行うことができます。

詳しくはこちら



STEP1でどのような健康づくりに取り組むかを検討する際は、協会けんぽが提供する「事業所カルテ」※をご活用ください! 事業所カルテでは、事業所の健康課題が一目でわかるようになっています。

※被保険者が10人以上の事業所様에만提供可能
※被保険者が10人未満の事業所様には「健康度カルテ【業態別】」を提供

事業所カルテとは?

- 従業員の健診結果や食事・運動などの生活習慣を数値・グラフで見える化した資料です
- 千葉支部平均や同業態全国平均と経年で比較が可能です
- 事業所カルテの送付を希望する場合は「資料郵送希望票」をご提出ください

資料郵送希望票はこちら





健康づくりを実践できるかどうか不安です...

すべて
無料

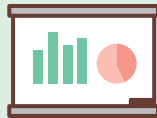
協会けんぽ千葉支部では、宣言事業所様を対象としたさまざまな特典やサポートをご用意しています。これらを活用しながら、安心して健康づくりに取り組んでいただけます。

歯科健診
の受診



※別途申込みが必要、受診は先着順

セミナー
の受講



広報誌の
定期送付



等

このほか、禁煙活動のサポート（「禁煙おすすめ通知」の送付、「禁煙表彰状」の贈呈等）も実施しています。事業所内の禁煙推進にご活用ください！

また、「健康な職場づくり宣言」をしていただくと、「**健康経営優良法人認定制度**」に応募することができます。

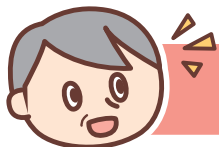
健康経営優良法人
認定制度とは？

経済産業省が実施する優良な健康経営に取り組む事業所を社会的に評価して顕彰する制度です。



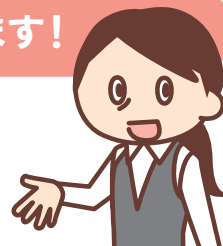
「健康経営優良法人
認定制度について
はこちら

！ 認定を受けるには「**健康な職場づくり宣言**」を行うことが必須となっています。



事業所内の健康課題を見直し、健康づくりに取り組んでみます！

職場での健康づくりは難しいことはありません。
健康診断など“**今まで実践してきたこと**”を徹底することも健康づくりの
ひとつの方法です。ぜひはじめてみてください！



令和8年4月分（5月納付分）より新たに

子ども・子育て支援金制度
が始まります

令和8年4月（令和8年5月納付分）より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まりました。

健康保険料・介護保険料と同様に労使折半・給与天引きにてお支払いいただくこととなります。

詳しくはこちら
（こども家庭庁HP）

子ども・
子育て
支援金率

給与・賞与の
0.23%



6月4日
から
10日は

歯と口の
健康週間です

千葉支部の健康課題のひとつに『咀嚼能力が低い』というものがあります。心身の健康を維持するためには、よい口腔機能を生涯保つことが大切です。

「歯と口の健康週間」に、お口のケアを見直しませんか？
上記で紹介した「健康な職場づくり宣言」の特典「無料の歯科健診」もぜひご活用ください。



無料の歯科健診に
ついて詳しくは
こちら

